

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木質資源利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、森林資源を活かした循環型社会の形成、新たな産業及び雇用の創出、2050年カーボンニュートラルの実現並びに2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）等に基づき、別表第1に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第2、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。ただし、地域脱炭素移行・再エネ推進事業においては、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとするときは、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、県税完納情報の提供に係る同意書を提出する場合は、納税証明書の添付を省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第5条 所長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつた場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認められるときは、別記第2号様式による決定通知書

により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 所長は、前条の補助金等交付申請書を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、当該事業主体は、この現地調査等に協力しなければならない。

（補助の条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所轄の所長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第5号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあつては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあつては大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間（中古機械に

あつては、高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領第2の1の(1)の③ウの期間。大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表に規定する期間)をいう。以下この条において「処分制限期間」という。)内において、知事の承認を受けないで、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

- (6) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があつた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。ただし、補助事業を行うに当たつて、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容が第4条の補助金等交付申請書の添付資料(別記第1号様式別紙3)に具体的に記載されている場合は、知事の承認を受けたものとする。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従つて当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用の用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たつて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があつた後においても取り消すことがあること。
- (10) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (11) 補助事業の実施に当たつては、第5条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 別表第1のメニュー(事業)のうち木質バイオマス利用施設等整備及び地域脱炭素移行・再エネ推進の補助事業において、市町村以外のものが事業主体である場合は、補助金等交付申請書の提出に当たり別記第1号様式の別紙5による「誓約書」を添えなければならないこと。
- (13) 市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に際し、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(変更の手續)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。提出を受けた所長は、速やかに内容を確認し、知事に報告するものとする。

2 規則第5条第1項第1号の知事が別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合以外の場合とする。

- (1) 補助金額の増加
- (2) 補助金額の増加を伴わない補助対象経費の20パーセントを超える増減

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を所長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を所長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第8号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式により所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

4 前項の規定による報告は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の5月末日までに報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 所長は、前条の規定により実績報告書及び関係書類が提出されたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で、補助金の額を確定するものとし、確定額は、申請に基づく交付決定額と実績報告により算出した額とのいずれか低い方の金額とする。この場合において、交付決定額と確定額とが相違する場合は、別記第8号様式により当該補助事業者に通知する。

(繰越しの承認の申請)

第12条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第9号様式の繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑 則)

第15条 高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）第7条の規定に基づき、木質パ

イオマス発電施設整備等の広域的な事務を処理する必要がある場合は、この要綱中「所轄の林業事務所長」、「所轄の所長」及び「所長」とあるのは、それぞれ「知事」と読み替えて適用するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 10 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 4 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

メニュー（事業）	事業種目（工種）又は事業内容	事業主体	補助事業者
1 木質バイオマス利用施設等整備	木質バイオマスエネルギー利用施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設装置）	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもので、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしているもの	市町村等（原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）
2 熱利用原木確保緊急対策	熱利用向け木質燃料製造用の原木仕入れコスト支援	県内の熱利用向け木質燃料を製造する県内の事業者	事業主体
3 木質バイオマス利用コスト支援	燃焼灰回収等コスト支援	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一部事務組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの	事業主体
4 附帯事務費	1の事業の実施について、補助事業者である市町村が指導監督及び事業の推進に必要な会議の開催等に要するもの	市町村	市町村
5 地域脱炭素移行・再エネ推進	木質バイオマス熱利用設備	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者、園芸用ハウス等の木質バイオマスボイラー等を所有又は所有しようとする者及び団体、その他知事が認めるもの。	市町村等（原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）

別表第3 (第3条関係)

メニュー	補助対象経費	工種又は施設区分	呼称単位		補助率
			A	B	
1 地域脱炭素移行・再エネ推進(※1)	木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に要する経費とし、対象となる施設は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。なお、費目等は別表第4に掲げるものとする。(※2)	木質バイオマス熱利用設備 燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー 木質バイオマス発電施設(※3) 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 その他(※具体名)	棟	m ² 台式 台式 台式 台式 -	3分の2以内

※1 バイオマス(バイオマスガスを含む。以下同じ。)については、バイオマス依存率(バイオマスの発熱量÷(バイオマスと非バイオマスの発熱量)×100)を60%以上とすること。副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。

※2 中古の設備・機械等は補助対象外

※3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定対象となる発電施設本体を除く。

別表第4 (第3条関係)

費目	細分	内容
本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
	労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産及び国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
	直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用をいう) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及びび用水使用料をいう) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。)をいう。)
(間接工事費)	共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去、仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理及び安全施設に要する費用
	現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
付帯工事費	本工事費付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は、本工事費に準じて算定すること。	
機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には、請負費又は委託料の費用をいう。	
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。	
業務費	事業を行うために直接必要な業務に要する旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料、損料、会議費、賃金、雑務費及び委託料をいう。	
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費をいう。	